

食安輸発第0331006号
平成18年3月31日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成18年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

平成18年度輸入食品監視指導計画に基づく輸入食品等のモニタリング検査については、別添の計画によることとしますので、御了知の上、実施方よろしくをお願いします。

また、本年5月29日にポジティブリスト制度が施行されるため、それまでの間、農薬等の検査項目については、昨年度の計画の項目によることとしていますので留意願います。

さらに本計画の内容については、輸入時検査の結果、海外の情報、試験法の整備状況等を踏まえ変更することとしていますのでご了知ください。

なお、残留農薬等の食品衛生法違反（以下「法違反」という。）に係る年度途中の50%モニタリング検査強化については、特段の通知がない限り、その実施期間は検査強化日から1年間とするので遺漏なきよう取り計らい願います。

おって、平成11年4月21日付け衛食第71号・衛化第18号及び平成17年4月21日付け食安輸発第0421002号は、本日をもって廃止します。